

入札公告

物品の調達について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月8日

公立学校共済組合和歌山支部長
一般財団法人和歌山県教育互助会理事長

1 条件付き一般競争入札に付する事項

（1）調達年度

令和7年度

（2）調達案件名

公立学校共済組合和歌山支部広報誌「共済わかやま」及び一般財団法人和歌山県教育互助会
広報紙「互助会だより ふれあい」印刷及び発送業務

（3）調達物品の名称及び数量

別添仕様書による。

（4）調達物品の特質等

別添仕様書による。

（5）納入期限

別添仕様書による。

（6）納入場所

別紙「発送先及び発送部数一覧表」による。

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「18物品調達4印刷」に登録されている者であり、県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

（2）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）

に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

（1）場所

和歌山市小松原通1-1

和歌山県教育委員会総務課福利厚生室内

公立学校共済組合和歌山支部

電話番号 073-499-7140・7146

(2) 期間

令和7年1月8日(水)から令和7年1月23日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時30分から午後5時30分まで。

4 入札説明書等を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 条件付き一般競争入札の場所及び日時等

(1) 条件付き一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北2丁目1-2

ホテルアバローム紀の国5階

イ 入札日時

令和7年1月24日(金)午前10時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便、FAX、電話等による入札は受け付けません。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第4号の規定により免除とする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない公立学校共済組合和歌山支部の職員もしくは、一般財団法人和歌山県教育互助会の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない公立学校共済組合和歌山支部の職員もしくは、一般財団法人和歌山県教育互助会の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 公立学校共済組合和歌山支部広報誌「共済わかやま」

公立学校共済組合和歌山支部（和歌山県教育委員会総務課福利厚生室内）

和歌山県和歌山市小松原通1－1

郵便番号 640－8585

電話番号 073－499－7140・7146

ファクシミリ番号 073－433－0286

イ 一般財団法人和歌山県教育互助会広報紙「互助会だより ふれあい」

一般財団法人和歌山県教育互助会

和歌山県和歌山市湊通丁北2丁目1－2 ホテルアバローム紀の国2階

郵便番号 640－8262

電話番号 073－431－0301

ファクシミリ番号 073－428－3719

- (2) 契約書作成の要否

要